相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市駿河区新川二丁目四番、最後の住所静岡県静岡市駿河区新川二丁目四番九号　被相続人　亡　羽山　雅巳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月二十五日

静岡県静岡市葵区鷹匠一丁目四番一号　R佐野ビル二階　花みずき法律事務所

相続財産管理人　弁護士　谷川　樹史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県春日井市中切町一丁目八番地の一三、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　種浦　一則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月二十五日

事務所愛知県名古屋市中区錦三丁目五番三○号三晃錦ビル九階春馬・野口法律事務所

相続財産管理人　弁護士　春馬　学

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市緑区鳴海町字天白三五番地、最後の住所名古屋市緑区松が根台一二一番地セジュール松が根二○四号　被相続人　亡　吉安　春光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月二十五日

事務所愛知県名古屋市中区錦三丁目五番三○号三晃錦ビル九階春馬・野口法律事務所

相続財産管理人　弁護士　春馬　学

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市灘区将軍通四丁目六番地、最後の住所神戸市北区鳴子三丁目一番地の二　神戸ゆうゆうの里七三三三号　被相続人　亡　金澤千枝子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月二十五日

神戸市中央区相生町四丁目三番一号　神戸ストークビル七階　河瀬法律事務所

相続財産管理人　弁護士　河瀬　真

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県浜田市金城町上来原四四一番二地、最後の住所島根県浜田市西村町一○三一番地一　被相続人　亡　岡本　正行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月二十五日

島根県浜田市田町九四番地

相続財産管理人　間野　大司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県岡山市北区建部町福渡一○七八番地二、最後の住所岡山市北区建部町福渡一○七八番地二　被相続人　亡　妹尾　博史

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月二十五日

事務所岡山市北区番町一丁目五番五号おかやま番町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　池田　曜生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県名護市字大川一六四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　山川　ウト

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月二十五日

沖縄県那覇市久茂地一丁目七番一号琉球リース総合ビル六階　弁護士法人　てらだ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　玉城　辰彦

債権申出の公告（第一回）

ユニキャリア株式会社規約型確定給付企業年金は、厚生労働大臣の承認に基づき平成二十六年四月一日付けで終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

平成二十六年四月二十五日

東京都品川区南大井六丁目二二番七号

ユニキャリア株式会社

確定給付企業年金清算人　吉田　信英

債権申出の公告（第一回）

ユニキャリア規約型確定給付企業年金（旧日産フォークリフトグループの従業者にかかるもの）は、厚生労働大臣の承認に基づき平成二十六年四月一日付けで終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

平成二十六年四月二十五日

東京都品川区南大井六丁目二二番七号

ユニキャリア株式会社

確定給付企業年金清算人　吉田　信英

債権申出の公告（第一回）

当企業年金基金は規約型企業年金へ移行することにより、平成二十六年四月一日、厚生労働大臣により解散の認可があったものとみなされましたので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月二十五日

大阪府大阪市北区堂島一丁目六番二○号

ＪＦＥ商事企業年金基金

清算人　田邉　賢吾

債権申出の公告（第三回）

当社の規約型確定給付企業年金は、平成二十六年四月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了したので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

平成二十六年四月二十五日

長野県上田市緑が丘一丁目一三番六号

日精樹脂工業株式会社

確定給付企業年金清算人　西田　学

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 26 年 4 月 25 日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社ネオ・クラフト　②山梨県知事(2)第2231　③代表取締役　小林一蔵　④山梨県甲斐市西八幡4034　⑤1000万円　⑥山梨県知事　⑦山梨県甲斐市西八幡4034　株式会社ネオ・クラフト　代表取締役　小林一蔵

①株式会社兵住　②兵庫県知事(3)20374　③代表取締役　福島秀星　④主たる事務所　兵庫県伊丹市西台１丁目３番５号、廃止した従たる事務所　兵庫県尼崎市七松町１丁目２番１―101号　⑤500万円　⑥兵庫県知事　⑦兵庫県伊丹市西台１丁目３番５号　株式会社兵住　代表取締役　福島秀星

①株式会社協栄　②山口県知事35(7)2001　③代表取締役　河村春美　④山口県岩国市周東町下久原1698―４　⑤1000万円　⑥山口県知事　⑦山口県岩国市周東町下久原1698―４　株式会社協栄　代表取締役　河村春美